

令和7年度春日井市私立保育園等給食費軽減対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、物価高騰の影響を受けながら児童に対して安定的な給食を実施している市内の私立保育園、幼保連携型認定こども園及び小規模保育事業所を設置する者の負担を軽減するために補助金を交付するものとし、その交付については、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、児童に対し物価高騰による給食費の影響分を全額負担する事業（第9条において「補助事業」という。）を行う者で、市内にある次の各号のいずれかに該当する施設を規則第3条の規定による申請の日において設置しているものとする。ただし、補助金の交付を受ける年度において、他の制度による保育所等給食費軽減対策に係る補助を受けている場合にあっては、この限りでない。

- (1) 私立保育園（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所のうち市が設置したものを除くもの）
- (2) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園）
- (3) 小規模保育事業所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所）

(補助金額)

第3条 補助金の額は、令和7年7月1日から同年9月30日までの給食（午前及び午後おやつを除く。）に係る食材料の購入に際して算定した給食を必要と見込む児童数に、1食当たり100円を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、幼保連携型認定こども園が夏季等における休業日

を定めている場合は、令和7年6月1日から同年9月30日までのうち連続した1月に相当する期間を除いた期間を対象期間とすることができる。

(申請の期日)

第4条 規則第3条に規定する申請の期日は、令和7年10月31日とする。

2 規則第9条の規定による実績報告は、前項の申請をもってこれに代えるものとする。

(申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第3条第3号に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 春日井市私立保育園等給食費軽減対策補助金所要額調書（第1号様式）
- (2) 春日井市私立保育園等給食費軽減対策補助金児童数確認調書（第2号様式）
- (3) 前年度及び当該年度に係る春日井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年春日井市条例第29号）第5条及び第38条に規定する重要事項を記した文書

(申請の取下げのできる期日)

第6条 規則第5条第1項の規定により申請の取下げができる期間は、交付決定を受けた日から10日以内とする。

(補助金の交付方法)

第7条 補助金は、規則第10条の規定による補助金の額を確定した後、補助事業者の請求に基づいて交付するものとする。

(検査等)

第8条 市長は、補助事業者に対し、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

(関係書類の整備)

第9条 補助事業者は、補助事業に係る関係書類を事業完了後5年間保存してお

かなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年9月30日から施行し、同年10月31日限り、その効力を失う。
- 2 前項の規定にかかわらず、規則及びこの要綱の規定により交付決定された補助金に係る第6条から第9条までの規定の適用については、令和7年11月1日以後においても、なおその効力を有する。

第1号様式（第6条関係）

春日井市私立保育園等給食費軽減対策補助金所要額調書

園名	給食実施児童数 (～ 月延見込人数) A	総事業費 B (A× 円)	補助基本額 C

第2号様式（第6条関係）

春日井市私立保育園等給食費軽減対策補助金児童数確認調書

[illegible]